

第70回穴粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成28年6月20日（月曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 6月20日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 第 66号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分（専決第1号）の承認について                          |
| 日程第 2  | 第 67号議案 | 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正について  |
| 日程第 3  | 第 68号議案 | 穴粟市農業共済条例の一部改正について   |
| 日程第 4  | 第 70号議案 | 穴粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び穴粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5  | 第 71号議案 | 平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第1号）   |
|        | 第 72号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第 6  | 第 73号議案 | 消防ポンプ自動車購入契約の締結について  |
| 日程第 7  | 第 74号議案 | 教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結について   |
| 日程第 8  | 報告第 4号  | 一般財団法人穴粟北みどり農林公社平成27年度決算書及び平成28年度事業計画書等の提出について                             |
|        | 報告第 5号  | 有限会社伊沢の里平成27年度決算書及び平成28年度事業計画書等の提出について                                     |
| 日程第 9  | 発議第 2号  | 穴粟市議会会議規則の一部改正について   |
|        | 発議第 3号  | 穴粟市議会傍聴規則の一部改正について   |
| 日程第 10 |         | 所管事務等調査について  |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 66号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)の専決処分(専決第1号)の承認について
- 日程第 2 第 67号議案 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 第 68号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について
- 日程第 4 第 70号議案 穴粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例及び穴粟市放課後児童健全育成事業の設  
備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 5 第 71号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)  
第 72号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第 6 第 73号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 日程第 7 第 74号議案 教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結  
について
- 日程第 8 報告第 4号 一般財団法人穴粟北みどり農林公社平成27年度決算書  
及び平成28年度事業計画書等の提出について  
報告第 5号 有限会社伊沢の里平成27年度決算書及び平成28年度事  
業計画書等の提出について
- 日程第 9 発議第 2号 穴粟市議会会議規則の一部改正について  
発議第 3号 穴粟市議会傍聴規則の一部改正について
- 日程第 10 所管事務等調査について

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議員   | 2 番 稲 田 常 実 議員   |
| 3 番 藤 原 正 憲 議員   | 4 番 林 克 治 議員     |
| 5 番 飯 田 吉 則 議員   | 6 番 大 畑 利 明 議員   |
| 7 番 東 豊 俊 議員     | 8 番 福 嶋 齊 議員     |
| 9 番 榎 橋 美 恵 子 議員 | 1 0 番 西 本 諭 議員   |
| 1 1 番 実 友 勉 議員   | 1 2 番 高 山 政 信 議員 |
| 1 3 番 岸 本 義 明 議員 | 1 4 番 山 下 由 美 議員 |
| 1 5 番 岡 前 治 生 議員 | 1 6 番 小 林 健 志 議員 |

17番 伊藤 一郎 議員

18番 秋田 裕三 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎 悦也 君	書記	上長 正典 君
書記	岸元 秀高 君	書記	清水 圭子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元 晶三 君	副市長	清水 弘和 君
教育長	西岡 章寿 君	会計管理者	尾崎 一郎 君
一宮市民局長	楳谷 米男 君	波賀市民局長	松木 慎二 君
千種市民局長	幸福 定利 君	企画総務部長	中村 司 君
まちづくり推進部長	坂根 雅彦 君	市民生活部長	小田 保志 君
健康福祉部長	大島 照雄 君	産業部長	中岸 芳和 君
農業委員会事務局長	山石 俊一 君	建設部長	鎌田 知昭 君
教育委員会教育部長	藤原 卓郎 君	総合病院事務部長	花本 孝 君

( 午前 9時30分 開議 )

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、5月31日に開催されました第92回全国市議会議長会定期総会において、議員として永年在職されております東 豊俊議員が表彰を受けられましたので報告をいたします。

報告2、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので御高欄願います。

報告3、本日市長から、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条に基づく報告2件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 第66号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第66号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分(専決第1号)の承認についてを議題とします。

本議案は、去る5月30日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) おはようございます。

平成28年5月30日に付託のありました第66号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分(専決第1号)の承認について、予算決算常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を分科会で行うことと決定し、6月6日に民生生活分科会を開催し、関係職員に説明を求め、審査をいたしました。

その後、14日に予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

第66号議案は、平成27年度国民健康保険事業特別会計において、収支不足が生じる見込みであることから、平成28年度予算から繰上充用することとしたものであります。

収支不足の要因としましては、高額医療費が想定以上に伸びたことや、新薬が保険適用された影響による医療費の増、また国庫支出金や税金などが収入見込みを下回ったためです。

なお、精算時期及び国保運営協議会の答申の関係で専決処分をせざるを得なかったとの報告がありました。

これに関して、分科会は、運営の状況を議会また市民にオープンにし、多重受診の抑制やジェネリック医薬品の利用など、医療費抑制について市民の理解、協力を得るべきであったとの意見を付したことの報告がありました。

全体会では、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第66号議案の専決処分の承認については、賛成多数で承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して、討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

第66号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 日本共産党議員団を代表して、第66号議案に対する反対討論を行います。

宍粟市が始まって以来、繰上充用という会計手法がとられたのは恐らく初めてではないかと思えます。しかし、本来、繰上充用はあくまで例外的な会計処理であり、本来はあってはならないことでもあります。

市長が私たちが繰り返し要求しているルール分以外の一般会計からの繰り入れを早期に決断しておれば、繰上充用は避けられた問題です。その証拠に、一般会計予

算ではルール分以外の一般会計繰入金で補填されています。

また、専決処分が行われておりますが、これについても国保運営協議会を計画的に開催しておれば専決処分をせずに提案できた可能性は十分にあり、専決処分の乱用と言われても仕方がない内容であったと思います。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 議題となっております第66号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分（専決第1号）の承認について、賛成の立場から討論をいたします。

本議案は、平成27年度一定の見込みを立てていたものの、決算による国庫支出金、医療給付費等交付金、県支出金の減、さらに医療費の大幅な増により、やむなく前年度繰上充用での専決処分であり、国保会計の運営に直結する急を要するための大切な案件であります。

よって、賛成といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第66号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

第66号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第66号議案は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2 第67号議案

議長（秋田裕三君） 日程第2、第67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る5月30日の本会議で民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成28年5月30日に審査付託のありました第

67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、6月6日に第4回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第67号議案は、平成28年度末に予測される国保会計の財源不足を補うために、国民健康保険税の税率等を改正しようとするものです。

医療給付費分は所得割を現行の5.89%から6.43%にプラス0.54%引き上げ、資産割を17.09%から14.56%にマイナス2.53%引き下げ、均等割は2万7,300円で据え置き、平等割を2万4,100円から2万4,500円に400円引き上げます。これらの改正により、約1,900万円の保険税増収を見込みます。

後期高齢者支援分は、所得割を現行の1.61%から1.96%に0.35%引き上げ、資産割を4.69%から4.46%に0.23%引き下げ、均等割を7,500円から8,300円に800円引き上げ、平等割を6,700円から7,500円に800円引き上げます。これらの改正により約2,400万円の保険税増収を見込みます。

介護納付金分は所得割を現行の1.41%から1.49%に0.08%引き上げ、資産割を4.91%から4.58%に0.33%引き下げ、均等割の9,400円と平等割5,700円は据え置かれます。これらの改正により約160万円の保険税増収を見込みます。

今議会へ上程されている補正予算3議案についての分科会報告でも申し上げましたが、前年度3月に行われた賦課限度額の引き上げ分、軽減判定所得の見直し及びこの条例改正により、平成28年度は医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせて約5,000万円、加入世帯1世帯当たり平均で年額約8,500円の負担増となります。加入世帯の家族構成、特に40歳前後でお子さんがある世帯、いわゆる子育て世帯においては3万円以上の負担増になる場合があります。

審査の過程で委員からは、これ以上負担を加入者に求めるべきではない。健康づくり、早期発見による疾病の重篤化予防、ジェネリック医薬品の利用など、医療費抑制の効果が不明確である。国保税の徴収強化等の歳入増への取り組みが不十分である。国や県からの支援分や交付税に含まれている支援分、また一般会計からの繰り入れを増やして税率改正をしない方法はないのか等の意見、質疑が出されました。

人口減を含め、ここまで人口構成が崩れている状況、国保会計の管理、医療費抑制策、産業振興による所得増、保険税の徴収率向上などについて、保険者である市の責任は認められたものの、現状では今回の約5,000万円の不足分については、大変厳しい状況は認識していますが、やはり加入者負担で賄わざるを得ないとの意見が多数を占めました。

今後10年間は、保険給付の大幅な増加が見込まれています。市民の皆さんには、日常生活を見直していただき、主体的な健康づくり、健康診断、健康相談の活用でまずは予防を意識していただき、もしも病院にかかることがあれば、多重受診や時間外受診を避けていただくなど、適正な受診を心がけていただき、今後の医療費抑制に御協力いただきたいと思います。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をした結果、第67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

報告は以上です。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私は本会議でも申し上げましたけれども、国保運営協議会の答申を見ましたときに、今回いろいろな指摘事項と申しますが、意見として挙げられておりました。その中で特に本会議でも言いましたけれども、国民健康保険というのは、家族の人数が多くなれば多くなるほどその負担が重くなる。それで結果的には子育て世帯に多く負担がかかる仕組みになっております。それで、その中で特に国保運営協議会の中でも子育て世代への対応、応援というふうなことが初めて具体的に述べられておったと思うんですけれども、そのあたりをどう具体化していくかというふうなことについては議論はなかったでしょうか。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） その意見については、委員のほうからどういった方策があるのか、どういった方策を考えているのかという質疑はありましたが、明確な回答は得られておりません。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

15番、岡前治生議員。



15番（岡前治生君） 15番です。日本共産党議員団を代表して、第67号議案に対する反対討論を行います。

国民健康保険特別会計、平成28年度で見ますと、会計全体では約56億円規模の予算であります。今回の値上げはその56億円規模に対して全体で、先ほども報告がありましたけれども、約5,000万円の収入不足になるからということで値上げをされるものであります。

先ほども言いましたけれども、その程度の収入不足であれば、一般会計からの繰入金で十分対応できる金額であります。これまでも繰り返し述べておりますけれども、今でさえ高い国保税をこれ以上引き上げることは絶対に許されないことであります。引き上げることにより生まれることは、新たな滞納者を増やすだけであり、そのことによるペナルティーとして短期保険証や資格証明書の交付で、医療機関にかかりにくくし、市民の命と健康を守らない国民健康保険制度に変えていくことに繋がっております。これ以上の国民健康保険税の引き上げは絶対に認めることができません。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 第67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の基盤として、これまでも大きな役割を果たしてきました。しかしながら、少子高齢化や過疎化による人口構成の変化や地域経済の低迷、労働状況など、国保等の社会保障制度を支える社会情勢は非常に厳しくなっているところです。平成27年度の医療費として、C型肝炎の新薬剤報酬単価の改正や循環器系疾病、がんなどの手術、入院を要する高額な医療費の支出があり、前年度比1%の伸びの想定が5%の伸びという予想を大幅に超えることになったため、条例の一部改正はやむを得ないと考えます。

医療費は生きるためのコストで、必要不可欠であります。医療費を抑制するための予防事業、保険事業の取り組みを一層進める努力は行政はもちろんのこと、加入者や関係機関も心がけていくことを推進していただきたいことを切にお願いするものです。これらのことを鑑み、今回はやむを得ないと判断し、賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。第67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、近隣市町に比べ、現行でも高い保険料負担を1世帯当たり平均で約8,500円引き上げようとするものであります。

国民健康保険制度は、他の協会けんぽや共済組合など、被用者保険制度と比較すると、所得水準が低く、高齢者の加入割合も高いため、1人当たりの医療費や加入者の所得に対する保険料負担率も著しく高いのが現状であります。

今回の税率改正を個々のケースに当てはめると、年金生活者などの無職者やパートなどの非正規労働者といった方々、30代、40代の子育て世代の方々には所得水準が低いにもかかわらず、保険料負担が重いという逆進性により、さらに強い打撃を与えることとなります。

このような方々の保険料負担は既に限界に達しており、これ以上の負担はさらなる収納率の低下や被保険者の生活困窮に拍車がかかる危険性があります。また、現在、盛んに論じられている地域創生は何のために言っているのでしょうか。若者が地域に残り、安心して働き、結婚し、子どもを産み育てていける社会をつくることにほかなりません。しかし、そうした熱意にも冷水をかけることになりはしないかと懸念をする次第です。

国保加入者という限られた市民に対して、一般会計から税を投入する、いわゆる法定外繰り入れへの批判が言われますが、全国の市町村で総額約3,900億円も法定外繰り入れを行っているのはなぜでしょうか。その理由は、国保加入者の保険料負担が限界に来ていると考え、保険料負担を和らげるために行われている自治体独自の財政投入策だと考えられます。

宍粟市当局は、国保の運営について、独立採算や相互扶助の精神を強調されますが、それは1958年に国保法が全面的に改正された、いわゆる新法以前の旧法の考え方をもち出し、それが社会保障の前提であるかのような態度であります。国保は国民皆保険体制を下支えする重要な役割を果たしております。社会保障としての医療保障を行う公的医療保険です。新法第1条に示されている目的を理解し、社会保障としての国保の役割を実践しなければならないと考えます。

このように考えますと、経済や地域間の格差が拡大している現在の社会経済情勢の中で、少子高齢化への歯止めや人口減少対策の施策を展開しなければならない重

要な時期に、年金生活者やパート労働者、子育て世代などへの税負担を増やしてまで条例改正を実施する意義はあるのか甚だ疑問に感じます。条例改正による税額分の財源は、加入者に税負担として求めなくても確保できるはずです。近隣市町に比べて現行でも高い税率がさらに上がること、全体の負担増の中でも低所得者や子育て世代の負担が増えることへの懸念や人口減少対策への取り組みを強化するため、例えば所得に対する負担割合の一定水準を確保するための繰入基準を設けたり、あるいは子育て世代などの負担の減免に要する費用分の繰り入れなど、一般会計からの法定外繰り入れで対応すべきと考えます。また、その一方では、健康増進、予防医療を初めとする医療費抑制の取り組みなどを今以上に加速させていくことが最善の策であると考えます。

議員各位の賢明な御判断をお願いしまして、討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第67号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第67号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第67号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第68号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第68号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る5月30日の本会議で産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成28年5月30日に審査付託のありました第68号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正について、6月7日に第3回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

農作物共済及び畑作物共済につきましては、共済目的の種類ごとに掛金率一覧表、

集落等の名称等を公示しなければならないとされておりますが、個人情報保護の観点から、個人を特定し得る情報を除外して公示するよう規定を整備するものでございます。

また、本市の白大豆の加入者は1者のみであり、市内での危険段階設定が難しいため、国の危険段階を使用する規定を追記するものでございます。

なお、これら改正につきましては、国からの指導のもと、県下市町がそれぞれにおいて所要の改正を行うものでございます。

審査の結果、第68号議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第68号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第70号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第70号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月30日の本会議で総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告をいたします。

平成28年5月30日に審査付託のありました第70号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、6月8日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第70号議案については、本改正の目的は、国において一億総活躍社会の実現に向けて、保育士不足問題に対応するために当面の間の措置として、保育士の配置要件の弾力化を図ることになったものでございます。

具体的には、保育室を4階以上の階に設置する場合の避難用階段の設置を定めた建築基準法施行令の改正に伴うもの、国家戦略特区内における地域限定保育士の導入に伴うもの、また、職員の最低配置基準である保育士2名プラス1名の部分について、当分の間、問わないこととなっております。

また、最低配置基準である保育士2名のうち1名を同等の知識と経験を有すると県知事が認めた者、また保育園教諭や小学校教諭及び養護教諭を保育士としてみなすことができるなど、いずれも国の準則どおりの提案であります。なお、今回の改正による宍粟市への影響はないとの報告がございました。

審査の結果、第70号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第71号議案～第72号議案

議長(秋田裕三君) 日程第5、第71号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)から第72号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)までの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る5月30日の本会議で予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) 平成28年5月30日に付託のありました第71号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)と第72号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の補正予算の2議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で分担して行うことと決しました。6月6日に民生生活分科会、7日に産業建設分科会、8日に総務文教分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査をいたしました。その後、14日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った

分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

今回の6月補正は、緊急でやむを得ないもの及び早急に対応するほうがより効果的なものに限って補正を行うものです。

まず、総務文教分科会が審査した第71号議案の関係部分は、市から譲渡された旧教育集会施設の施設改修に対する補助金として8,440万円の計上、宍粟防災センターの外壁修繕工事として2,500万円を計上するものです。

これに関して分科会委員長から計画的な点検を実施し、施設の長寿命化を図るよう意見が出たとの報告がありました。また、きめ細やかな学習指導を行うための県の新規事業である学習支援ツールの活用モデル事業、約260万円を計上するものです。

次に、民生生活分科会が審査した第71号議案の関係部分は、第66号議案で専決処分された国保会計の歳入不足に対応するため、一般会計から繰り入れするものです。これに関して分科会から、審査の過程で一般会計から繰り入れによる保険料の軽減措置や高い保険料などの意見が出たとの報告がありました。

国保制度は非常に複雑な制度でさまざまな課題もあり、加入者、保険者及び市の責任の線引きが困難な状況にあり、一般会計からルール分以外の繰入金については、根拠、妥当性などを明確にできなかつたとの報告がありました。

次に、民生生活分科会が審査した第72号議案については、前年度の国保会計の決算見込みを受け、一般会計から約1億8,500万円の繰り入れ、国県などから支援金の減額を合わせ約5,200万円の減額を行っています。

これに関して、分科会からはこれ以上の負担を加入者に求めるべきでない、健康づくり、疾病の早期発見による重篤化予防、ジェネリック医薬品の利用など、医療費抑制の効果が不明確であり、国保税の徴収強化等の歳入増への取り組みが不十分であり、国県から支援や交付税に含まれている支援分、一般会計から繰り入れを増やせないかなどの意見が出されたとの報告がありました。

次に、産業建設分科会が審査した第71号議案の関係部分は、森林セラピー事業及び氷ノ山事業のトイレや駐車場などの整備費用を地方創生加速化交付金を活用して実施を予定しておりましたが、事業対象外となったため、過疎対策事業債を活用し、改めて平成28年度事業として予算計上するものであります。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。質疑では、旧教育集会所整備事業補助金において補助対象の上限額に関する質疑、自治会から

の申請について、どのような審査をするのかの質疑がありました。

また、国保会計への一般会計からのルール分以外の繰り入れについての今後の見通しについて質疑が出され、審査の中ではそこまでの見通しまではっきりできていないが、現段階では例外的な措置との説明であったとの回答でした。

採決しました結果、第71号議案、第72号議案の補正予算2議案については、どちらも賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

第72号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。日本共産党議員団を代表して、第72号議案に対する反対討論を行います。

今回の補正予算では、前年度の繰上充用の財源に一般会計からの繰入金で充当されていることは評価できることであります。しかし、この補正予算全体には先ほど国保税の税条例の改正で述べた税率引き上げ分も含まれていますので、賛成することはできません。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 第72号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論をいたします。

本議案は、先の第66号議案に関連、保険税及び国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、さらに他会計繰入金を精査した上での減額補正であり、問題点はなく賛成といたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。



続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第71号議案を採決いたします。

第71号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第71号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第71号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第72号議案を採決します。

第72号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第72号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第72号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第73号議案

議長(秋田裕三君) 日程第6、第73号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る5月30日の本会議で総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成28年5月30日に審査付託のありました第73号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結については、6月8日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第73号議案については、宍粟市消防団の機動分団が使用する消防ポンプ自動車16台、積載車18台を計画的に更新するもので、今回は使用年数が20年を超える山崎支

団第3機動分団及び千種支団第1分団第2機動部に配置している消防ポンプ自動車を更新するものであります。

山崎断層を抱える宍粟市としては、市民の貴重な命と財産を守るため、非常備消防の設備を充実させ、いつ起こるかわからない火災や水害、地震に備える必要がございます。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第73号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第74号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第74号議案、教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る5月30日の本会議で総務文教常任委員会に付託していたものであ

ります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告いたします。

平成28年5月30日に審査付託のありました第74号議案、教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結については、6月8日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第74号議案については、児童の興味・関心を引き出す魅力ある授業を目指すため、平成27年度に戸原小学校及び波賀小学校に教育用タブレットPC・大型モニターを試験的に導入しました。

検証の結果、魅力ある授業づくりに効果的であると判断し、市内11小学校にタブレットPCを99台、大型モニター99台、センターサーバーを本庁教育委員会事務局に導入しようとするものであります。

各教室で活用することができ、学習支援ツールの活用とあわせて児童の能力に合わせた魅力ある授業づくりを行うことができると大いに期待するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第74号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 報告第4号～報告第5号

議長(秋田裕三君) 日程第8、報告第4号、一般財団法人宍粟北みどり農林公社平成27年度決算書及び平成28年度事業計画書等の提出についてから、報告第5号、有限会社伊沢の里平成27年度決算書及び平成28年度事業計画書等の提出についてまでの報告2件を議題といたします。

この報告書は、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定に基づき、平成27年度決算書及び平成28年度事業計画書等が市長から議長宛てに提出されたものです。

この報告に対する質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。まず、宍粟北みどり農林公社の決算についてお聞きしたいんですけども、この間、設立当初は大変大きな利益が出ておって、その後、一般社団法人というふうなことに変更があったように記憶はしておるんですけども、決算剰余金が8,000万円を超えておるわけですけども、この発言通告を出した後で一般社団法人の性格について調べてみましたら、本来は非営利法人、そして出資者に対する配当はできないということで、株式会社と同じような性格ではないというふうなことが書いてありましたので、あくまで非営利法人というふうなことから考えた場合に、8,000万円というふうな運転資金、資本金と合わせて2億円というふうな財産を持っていることになるわけでありまして、この会計全体で見ましても1億7,000万円程度の公社として資本金、剰余金合わせて2億円というふうな預金や定期があるというふうなことは、どういうふうに見たらいいのか、お聞かせ願えたらと思います。

それと、もう一つは、もし資本金も含めてでありますけれども、2億円余りの資金があるとして、これがもし多いというふうに判断されるのであれば、頑張っ

られた職員の方に、出資の配当はできないということでありますから、職員に特別賞与というふうな形で出されたりとか、また実際の利用料の引き下げというふうなことで、みどり公社の委託料収入を引き下げるとか、そういうふうなことが考えられないのかなというふうに思いますので、その点、もしわかりましたら、お答えいただけたらと思います。

それと、もう一つ、伊沢の里のほうでありますけれども、今、伊沢の里も中身を読んでみますと、温泉という名称が消えてから、温泉利用者も伸び悩んでいるというふうな、逆に減少しているというふうなことがあって、その中には温泉の調査検討をしていくというふうなことが書いてありました。これについては具体的な計画、見通しがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、私、初めて知ったんですけども、その中で、平成26年度から平成27年度にかけて労働問題があったと。それで、今後はそういう職員の関係をよくしていくというふうなことが、あえて書かれておりましたけれども、これは具体的にはどのような事件があったのか、もしわかりましたらお答え願いたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず、1点目の宍粟北みどり農林公社の件でございますけれども、資産等を合わせて2億円あると、これをどのように見るかということでございますけれども、当然22期までの間で積み立てた利益剰余金が8,000万円程度あって、非常に健全な経営がされているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

それと、もう1点のこの利益が出たことに対する特別賞与であるとか、利用料の引き下げにつきましてでございますけれども、当然この公社につきましても機械及び施設等の老朽化ということが今から考えなければならないことでございますので、その点についての更新時の費用として引き当てをしていくというふうに聞いております。

続いて、報告第5号の件でございますけれども、まず、調査検討につきましてでございますけれども、この伊沢の里につきましては、当初冷鉱泉という温泉ということで営業しておったわけでございますけれども、この分析した結果、温泉の定義となる物質の含有量がだんだんだんだん少なくなってきました、平成26年度から温泉という看板を外して営業しておる次第でございます。その中で、この泉源については深さが6メートルという非常に浅いところから出ておる温泉でございます、これが

個人の方が所有されております。しかしながら、その近隣の住宅等にも同じように井戸はあるんですけども、そちらからは温泉成分が検出されていないというような状況で、非常にこの泉脈というものは限られた場所に分布してあるのではないかなというふうに推測しております。

その中で当然収益等の面からも温泉というものは必要であるということもあります。また、温泉が出るか否かということにつきまして、専門家等で鉱脈等を一度見てもらいながら調査していきたいと、そのように考えております。

それと、平成26年から平成27年の労働問題ということにつきましてでございますけども、平成26年の12月に厨房内で業務中に従業員がぶつかって転倒して骨折するという事故が発生したというふうに聞いております。この件につきましては、欠勤期間の休業補償であるとかということについて交渉が行われたということで、それぞれ職員の間での声かけ等をするによって防げたものじゃないかなというようなことで聞いております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

#### 日程第9 発議第2号～発議第3号

議長（秋田裕三君） 日程第9、発議第2号、宍粟市議会会議規則の一部改正についてから、発議第3号、宍粟市議会傍聴規則の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

この際、提案者の議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、6番、大畑利明議員。

議会運営委員長（大畑利明君） 発議第2号、宍粟市議会会議規則の一部改正について、提案趣旨の御説明を申し上げます。

御案内のとおり平成28年4月1日から、全ての国民が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として障害者差別解消法が施行されました。

そうした状況の中、本市議会におきましても既存の規則や慣習などがその趣旨に反していないか、検証を行いました。

その結果、現行規定において、議員及び公務員が職務で議場、あるいは委員会室に入る際に、携帯を禁止しています杖の規定を削除し、障がいや傷病、高齢のために使用している杖や補助具などの議場・委員会室への携帯を可能するため、宍粟市議会会議規則の一部を改正する必要があると判断し、このたび改正するものであり

ます。

続きまして、発議第3号について提案を申し上げます。

発議第2号と同様、既存の規則・慣習などが障害者差別解消法の趣旨に反していないか検証いたしました結果、障がいや傷病、高齢のために必要とされている杖や補助具、器具を携帯したまま傍聴することを認めるため、宍粟市議会傍聴規則について改正する必要があると判断をいたしました。

二つ目でございますが、児童及び乳幼児については、現行議長の許可があった場合のみ傍聴席に入ることができるとなっておりますが、開かれた議会を目指すこと、また一人でも多くの市民に市政に参加していただくために、議長の許可がなくても付き添いがあれば、子育て世代の方々が子ども同伴で傍聴できるように見直しするものであります。

議員各位には、改正の趣旨に御賛同賜り、可決いただきますようお願いを申し上げます。

議長（秋田裕三君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本2議案は、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、発議第2号を採決します。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号を採決いたします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 所管事務等調査について

議長(秋田裕三君) 日程第10、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、第70回穴粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでした。

第70回穴粟市議会定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に付議されました多くの議案に対しまして、連日精力的な審議を賜り、議員各位には心からの敬意と感謝を申し上げます。

また同じく、市長はじめ当局担当者におかれましても、真剣な議論のやりとりとなり、来るべき未来への道しるべを得た思いであります。

本定例会では、国保への一般会計の補填をどのように判断するかという極めて難しい問題に多くの議論を尽くしたように、意見の分かれるところでした。

また、外出支援のみなし判定など研究の余地がある課題など、あるいは公共交通の利用度を上げるためのさらなる改善など、まだまだ未完成の部分もありますが、



さらによい政策になるように改善を求めるものであります。

来年、平成29年4月には、県立森林大学校が開設される運びとなっています。若人の学びの場を広げ、森林から、そして宍粟から宍粟の林業を復活することに期待するものであります。

日本内外を問わず、世界の激変する姿は私たちの日常生活にあらゆる問題を投げかけています。抗しがたい少子高齢化の現実に立ち向かう今、一人当たりの生産性を落とすことなく、密度の濃い政策を出すことにより、ふるさと宍粟は守り抜けると信じております。

本定例会において、全ての案件が適切妥当な結論に至りましたこと、議会、行政関係各位の御努力に深甚感謝を申し上げます。

ふるさと宍粟は、人情麗しく山紫水明の地であります。清き揖保川、水光る千種川、悠久の流れの中、ふるさとの歴史と先人の苦労を心のひだに刻みつつ、幼子たちの笑顔を希望の旗印として宍粟市の未来を確固たるものにするべく、市民の皆様とともにひたすら歩みたいと思います。

後になりましたが、このたびの熊本地震で被害を受けられました九州地域の皆様の一日も早い復興を心からお祈りいたします。

そして、山崎断層を抱える宍粟市は、災害に対する対応策を見直すときでもあります。市民の皆様、行政関係各位に、より一層の御協力と御指導を賜りますようお願いし、皆々様の御多幸を心から御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第70回宍粟市議会6月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

去る5月30日に開会をいたしました第70回宍粟市議会定例会は秋田議長、伊藤副議長をはじめ議員の皆様の御精励により、今定例会に上程いたしました全議案につきまして、滞りなく議了いただきました。厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、宍粟市教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件、また平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認、平成28年度一般会計補正予算、国民健康保険税条例の一部改正など、全19議案の重要案件について慎重に御審議をいただき、適切な議決をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

宍粟市地域創生総合戦略の宍粟創生の取り組みが本格的にスタートし、活力に満ちた持続可能な宍粟市を目指し、市民の皆様が将来へ希望を持てる地域の実現に向

けて、より積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

その取り組みを進めていくためには、市民の皆様が安全なまちで、元気に健康で暮らしていただくことが最も大切であると、このように考えております。

議員各位におかれましても、宍粟創生の具体的な取り組みに対し、御理解と御協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年3月、県下初の森林セラピー基地として認定を受け、遊歩道の整備、セラピープログラムの開発など、かねてより準備を進めてまいりました宍粟市森林セラピー基地がいよいよ6月25日にオープンを迎えます。

また、7月29日には、宍粟市の情報発信基地の一つである宍粟市PR館「きてーな宍粟」がJR姫路駅前でリニューアルオープンをいたします。

宍粟市の活性化と観光振興に向け、大いに期待を寄せているところであります。是非議員の皆様からも宍粟市の魅力発信と交流人口の増加に向け、森林セラピー基地、さらに宍粟市PR館「きてーな宍粟」について、市内外に広くPRしていただければと思うところであります。

また、市民の健康づくり、体力づくり、交流の場づくりとして施設整備を進めてまいりました宍粟市千種B&G海洋センターにつきましても、7月4日竣工、7月24日にオープニングイベントを実施する運びとなりました。子どもから高齢者、市民の幅広い層の利用とともに、健康増進と体力づくりに今後大いに寄与するものと、このように考えております。

終わりになりましたが、議員の皆様には御健勝にて宍粟市の発展に向け、より一層の御尽力を賜りますよう、また今後とも市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会にあたり御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時43分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 大 畑 利 明